

## 令和5年度の食物アレルギー対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年度から、学校給食での食物アレルギー対応について、下記のとおり行います。

なお、今年度からの変更内容として、除去食（ランチジャー対応）は、従来の卵・えび・かに・乳に加えて、小麦が追加となります。

### 記

#### 【令和5年度の橋本市の学校給食における食物アレルギー対応】

- ① 「予定献立表での材料表示」
- ② 「必要に応じて加工食品原材料表を配布」：原則として食物アレルギーの方が対象  
通年使用食材は約100枚を4月に配布・月ごと使用食材は20枚程度
- ③ 「飲用牛乳の停止」・・・乳アレルギーの方が対象
- ④ 「豆乳に変更」・・・乳アレルギーの方が対象
- ⑤ 「パンの停止」・・・小麦または乳アレルギーの方が対象
- ⑥ 「米粉パンに変更」・・・小麦または乳アレルギーの方が対象
- ⑦ 「完全給食停止」・・・家庭から弁当持参
- ⑧ 「卵、えび、かに、乳、小麦除去食（ランチジャー）対応」

※ ⑧の各除去食対応の決定にあたり学校長、給食主任、養護教諭、給食センター長、栄養教諭等との個別面談が必要です。

※ ③～⑧のアレルギー対応については以下の項を満たしていることを基本とします。

- ・医師の診断、検査により食物アレルギーと診断され、③～⑥、⑧については原因食物（アレルゲン）が対象となる食物に特定されていること。
- ・医師から食事療法が指示されており、家庭でも医師からの指示に基づき食事療法を実施していること。
- ・保護者から食物アレルギー対応の申請、必要書類の提出があること。
- ・給食センターでの対応が可能であること。

## 食物アレルギー除去食について

橋本市学校給食センターでは、卵・えび・かに・乳、小麦を対象とした除去食を実施しております。

※小麦は令和5年4月からの対応です。

※除去食対応は以下の項を満たしていることを基本とします。

- ・医師の診断、検査により食物アレルギーと診断され、原因食物（アレルゲン）が特定されていること（学校生活管理指導表の提出が必要です）。
- ・医師から食事療法が指示されており、家庭でも医師からの指示に基づき食事療法を実施していること。
- ・保護者から食物アレルギー対応の申請があること。
- ・給食センターでの対応が可能であること。

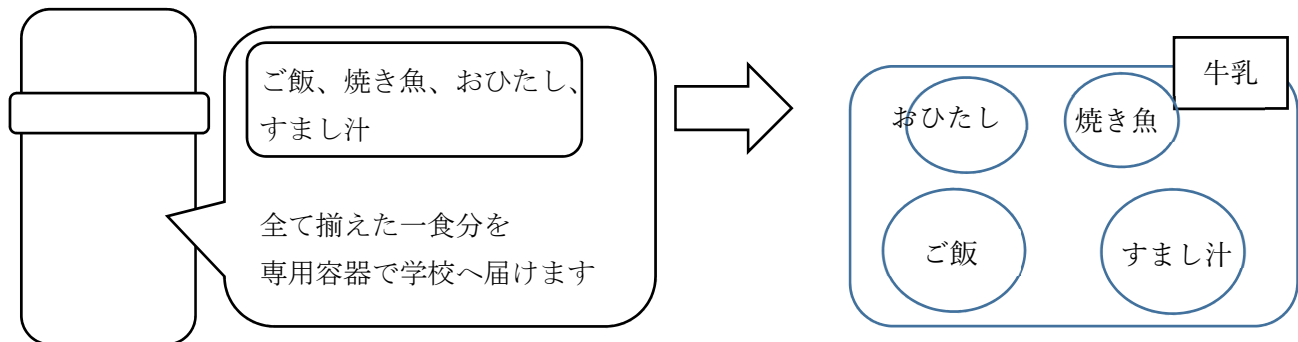
### <除去食提供方法>

除去食は、パン、牛乳を除いた一食分をセットにして、専用容器（ランチジャー）で提供します。

パンと牛乳はクラスの分から取ってください（アレルギーで食べられない方を除く）。

例) ご飯、焼き魚、おひたし、かき卵汁 という献立の場合（かき卵汁に卵が入っています）

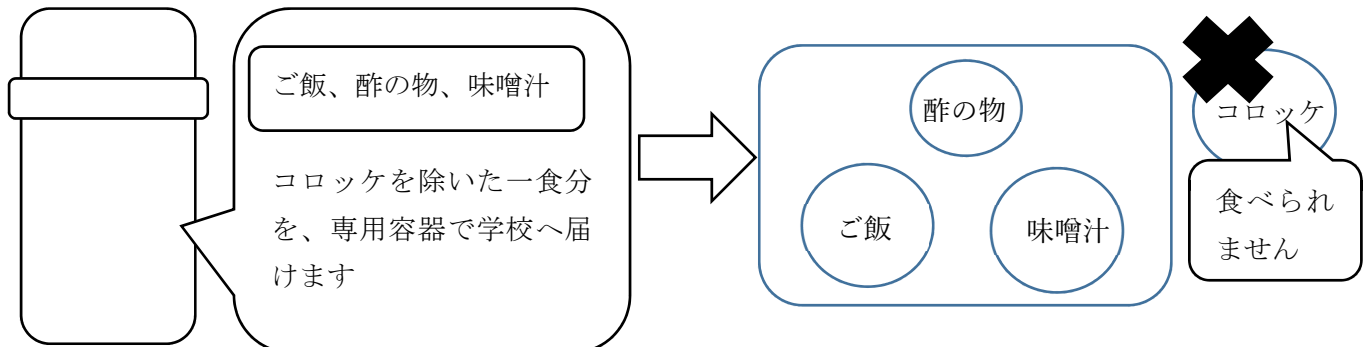
かき卵汁を調理過程で卵を入れずにすまし汁として仕上げ、他の普通給食とセットにして提供します。



※フライ物、デザートなどの加工食品にアレルゲンが含まれる場合

一食のうち、フライ物、デザートなどの加工食品にアレルゲンが含まれている場合は、その食品以外の献立一食分をランチジャーで提供します。ご家庭で代替食をご用意いただいても大丈夫です（事前に学校と相談してください）。

例) ご飯、コロッケ、酢の物、味噌汁 という献立の場合（コロッケに小麦が含まれています）



<除去品目別 除去対象外食品一覧>

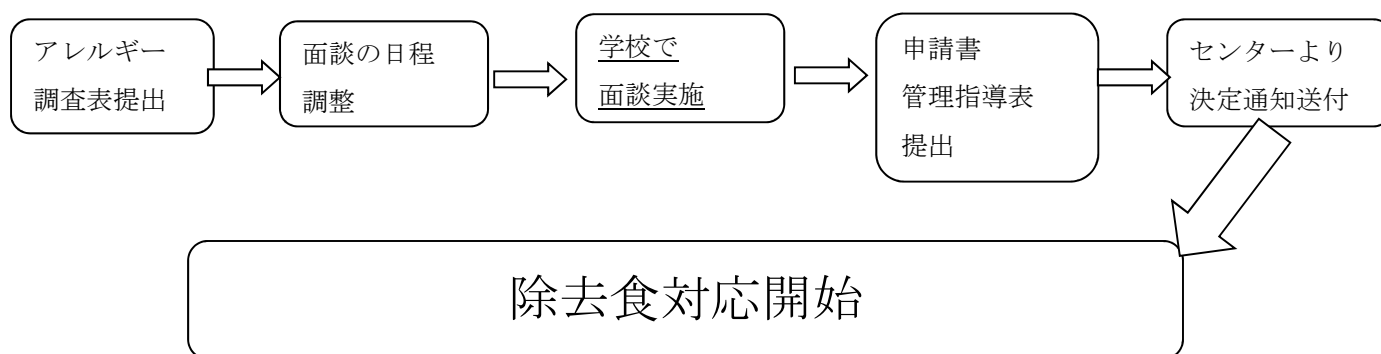
除去品目	除去対象外
卵	魚卵、卵殻カルシウム
えび・かに	えび・かにを捕食するもの えび・かにが混ざる漁法で採取されたもの (わかめ、ちりめんじゃこなど) えびエキス、魚介エキス
乳	乳糖、乳清焼成カルシウム
小麦	「小麦粉」「パン粉」以外の原材料に含まれる小麦成分 (例：しょうゆ、みそ、酢、ガーリックパウダー、たんぱく加水分解物等) 大麦等、小麦以外の麦類

<注意事項等>

- ・ 除去食の申込には学校、給食センター職員との面談後、書類の提出が必要です。
- ・ 誤配、誤食防止のため、除去食の日には容器から移し替えずに食べていただき、おかわりはできません。
- ・ 毎月、除去食提供日を確認するため、通常の献立表に加えてアレルギー用献立表を配布します。
- ・ 給食で使用する卵は、完全に火を通す調理を行います。
- ・ 除去食は普通給食と給食費は同じです。
- ・ 症状の程度に関わらず一律の対応を行うため、段階的な除去は行いません。
- ・ 除去食提供日以外は通常どおりの給食を食べていただけます。
- ・ 使用する加工品の中には、原材料にアレルギーが含まれていなくても、アレルギーを含む製品を同一工場、同一ラインで製造している場合があります。
- ・ 給食センターでの調理で使用する揚げ物用油は、使用後ろ過・保存し数回使用するため、アレルギーを含む食品を揚げた油で次の揚げ物をする場合があります。
- ・ 給食センター内では、アレルギーを含むメニューも同時進行で調理しています。
- ・ 代替食対応（除去した食材に対して何らかの食材を代替すること）はパン、牛乳（飲用として毎日パックで提供しているもの）を除いて行いません。

※パン、牛乳の代替食部分対応については、「代替食部分対応について」を参照をお願いします。

<除去食対応開始までの流れ>



※在校生の方は年度途中でも対応可能です。詳しくは学校へお問い合わせください。

## 代替食部分対応について

代替食部分対応として、牛乳を豆乳に変更する部分対応、通常提供のパンを米粉パンに変更する部分対応を実施しております。

### 豆乳対応

乳アレルギーのため、牛乳を停止している児童生徒に対し、牛乳の代わりに豆乳を提供します。

### 米粉パン対応

小麦または乳アレルギーのため、通常のパンを停止している児童に対し、通常のパンの代わりに米粉パンを提供します。通常給食が黒糖パンなどの通常と違うパンの日も米粉パンを提供します。

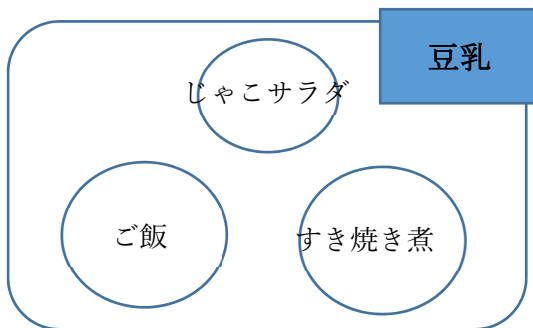
※牛乳、パンのどちらもご希望に応じて、「停止のみで代替は提供しない」対応も可能です。

※牛乳、パンの停止、代替対応については原則として面談不要です。

### <提供方法>

#### ○豆乳に変更した場合

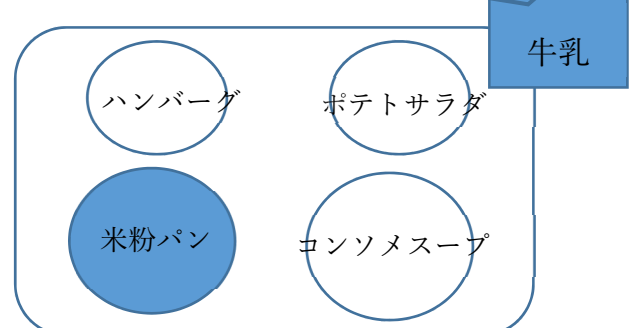
毎日の給食時に、豆乳が提供されます。



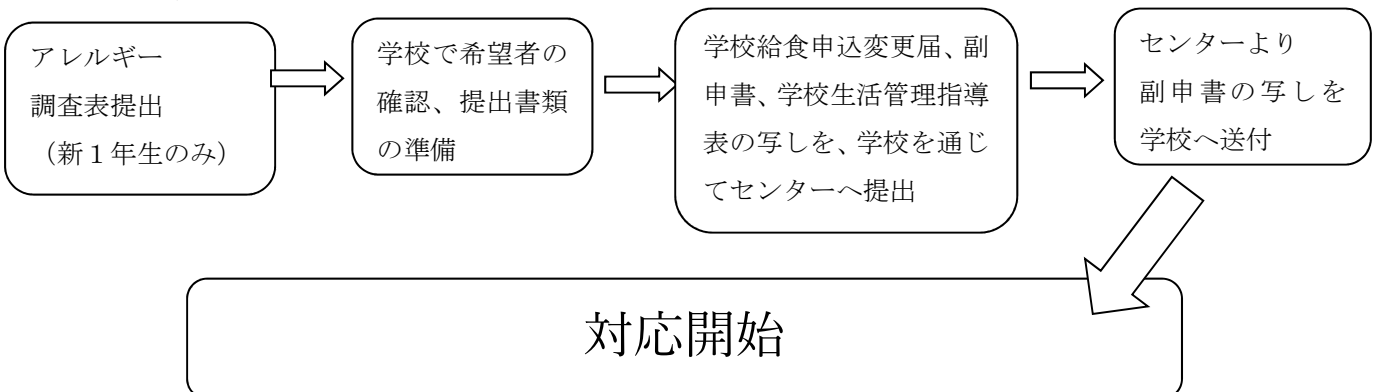
#### ○米粉パンに変更した場合

給食の主食がパンの日に、米粉パンをセンターから学校へ配送します。学校で、対象の児童生徒に対して米粉パンが提供されます。

豆乳・米粉パンの両方を申し込んだ方は、この日は米粉パンと豆乳が提供されます。



### ★部分対応食（豆乳・米粉パン）対応開始までの流れ



※在校生の方は年度途中でも対応可能です。詳しくは学校へお問い合わせください。